

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策 1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
施策1の主な所管課：学校教育課	
施策 2	地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
施策2の主な所管課：学校教育課	
施策 3	教職員の資質の向上
施策3の主な所管課：学校教育課	
施策 4	教育環境の整備・充実
施策4の主な所管課：教育総務課、学校教育課、生涯学習課	
施策 5	学校経営の改革推進
施策5の主な所管課：学校教育課	

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）^{*}をはじめとした異校種間連携の推進

—現状と課題—

人口減少と少子高齢化の急速な進展や日々加速する高度情報化社会において、子供たちの力や態度にも大きな変化がみられるようになり、いわゆる「小1プロブレム^{*}」や「中1ギャップ^{*}」と呼ばれる問題や低年齢からの非行問題行動の増加、不登校等の問題が現れてきています。

子供には、それぞれの発達の段階における経験や、身に付けることが期待される知識・技能があり、これらは適切な段階を経て、身に付けていくことが大切です。

■施策の方向性

- 児童生徒の育ちを長期的に支援するという観点や義務教育9年間で同じ方向性を目指し、児童生徒の力を継続して支えていくという学びの連続の構築や、発達段階に応じた適切な指導という観点から、小・中学校を中学校区ごとに分け、施設分離型の小中一貫教育（学校4・3・2制）を推進します。
- 子供たちの生きる力をはぐくみ、次の教育場面で円滑、かつ、継続的な指導が行えるように、小学校入学前における小学校と幼稚園・保育園（所）との連携、小・中学校と高等学校との連携等の異校種間連携を推進します。

■主な取組

- 小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進
 - ・小・中学校において、小学校1～4年の4年間、小学校5・6年と中学校1年の3年間、中学校2・3年の2年間をくりとしたそれぞれの発達の段階に応じた教育活動を柱に、9年間を見通した教育課程を編成するとともに、児童生徒の交流などをおし、中1ギャップや発達の早期化に対応する施設分離型の小中一貫教育を推進します。
 - ・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわり、小・中学校における義務教育9年間をとおした指導方法の系統性を図り、児童生徒の生きる力の育成を図ります。
- 少人数学級の段階的实施や、学校4・3・2制推進非常勤講師の活用
 - ・小学校において35人程度学級を段階的に実施し、少人数学級によるきめ細かな指導を行います。

- ・小学校5・6年生における教科担任制や小学校と中学校の教員の交流を可能にする非常勤講師を配置し、学力向上や「中1ギャップ」^{*}の軽減、不登校児童生徒の減少を図ります。

○異校種間連携の推進

- ・幼稚園・認定こども園・保育園（所）・小学校間の連携を深めることにより、小1プロブレム^{*}の解消を目指します。
- ・北本高等学校の協力によるK I S E P^{*}の活動をとおして、小・中学校と高等学校との連携を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ICT^{*}を活用したオンライン型交流会など、交流方法を工夫し、連携を一層推進します。

【参考】

北本市の小中一貫教育（学校4・3・2制）^{**}の取組

小学校から中学校へと進学する際に、学校生活の変化に対応できないことによる問題（不登校や学力低下、生活の乱れ等）の増加がみられます。北本市では、これらの問題の解決に向け、小・中学校の施設は別々（施設分離型）となりますが、義務教育の9カ年をとおし、発達の段階に応じた総合的な教育施策を展開します。

【 小中一貫教育（学校4・3・2制）の形態と取組 】

小学校				中学校					
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
学校4・3・2制 「4」のくくり				学校4・3・2制 「3」のくくり			学校4・3・2制 「2」のくくり		
幼稚園、保育園（所）との交流を充実させ、「小1プロブレム」の軽減を図り、「 学びの基礎 」を築きます。	「 学びの定着 」（確実な学力向上）を目指します。			教科担任制を推進し、「 専門性を活かした教科指導による学力向上 」、人事交流・児童生徒の交流による「 中1ギャップ低減 」をとおして「 学びの充実 」を図ります。			小・中学校の交流のリーダーとしての活動をとおして、自己有用感、コミュニケーション能力の向上など、生涯にわたる「 学びの発展 」を図ります。		

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

—現状と課題—

北本市では、すべての小・中学校で学校運営協議会を設置し、保護者や学校、地域との連携・協働体制を整備しています。また、教職員による学校の自己評価に加え、保護者等の学校関係者評価、学校運営協議会委員による学校評価を実施し、学校教育の質の向上を図っています。

社会に開かれ信頼される学校を実現するためには、学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンを共有し、熟議を通して、連携・協働し、積極的に児童生徒への教育へ携わることができるようにしていくことが大切です。

■施策の方向性

*

- 学校（関係者）評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各小・中学校が家庭や地域に対する説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を推進します。

■主な取組

- 学校運営協議会の効果的な活用
 - ・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校運営協議会で目指す学校像・児童生徒像を共有し、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて熟議することにより、学校・家庭・地域が一体となり教育を推進する体制を構築します。
 - ・各種評価を基に、より良い教育活動を実施していくための成果の検証と改善について、継続的に実施します。
- 教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
 - ・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の参集型とICT^{*}を活用したオンライン型を組み合わせ、教育活動を積極的に公開します。
- 学校の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進
 - ・社会に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。
 - ・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。
- ホームページ等を利用した情報発信の推進
 - ・小・中学校において、自校を紹介するホームページを定期的に更新します。
 - ・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策3 教職員の資質の向上

—現状と課題—

質の高い学校教育を推進するためには、教職員の指導力の向上は不可欠です。しかし、教職員の大量退職及び若手教職員の大量採用の時期を迎え、教職員の資質向上に向け、組織としての教職員育成が求められています。

また、教職員にとって、教職員間の交流をとおして、お互いの長所を学び合い、資質の向上を図ることはとても重要であり、ベテラン教員から若手教員への教育技術の伝承は急務であるとともに、学校の核となるミドルリーダーの育成も大変重要となります。

さらに近年では、教職員の心身の健康の保持、増進を図る「働き方改革」も重要な課題となっています。

■施策の方向性

- 教職員に係る多様な研修を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- 教職員の人事交流を推進し、教職員の職務経験を豊かにするとともに、学校教育の活性化を図ります。
- 学校内における教職員間交流及びベテランから若手への教育技術の伝承を推進するとともに、ミドルリーダーを育成します。
- 教職員の綱紀粛正、事故防止の徹底に努めます。
- 児童生徒への適切な指導に資するため、教職員の適切な健康管理やメンタルヘルスの保持、増進を図ります。

■主な取組

- 教職員研修の充実
 - ・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と指導力を高めます。
 - ・若手教職員研修や教職員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
 - ・市立教育センターにおける教職員対象の各種研修会の充実を図ります。
- 教職員の人事交流の推進
 - ・広域的かつ計画的な人事交流により、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにすることで、教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - ・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。
- 校内における教職員間の学びあい研修の推進
 - ・ベテラン教職員を手本とした若手教職員への教育技術の伝承を推進します。

○教職員事故防止の徹底

- ・教職員事故絶無を目指し、研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。
- ・教職員の倫理確立に係る委員会を活性化させ、実効性を高めます。

○学校衛生管理の充実

- ・衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。
- ・教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。

○学校の働き方改革の推進

- ・各学校の教育課程編成・実施において、児童生徒や教職員の負担を考慮し、法令等に定められた年間授業時数を大幅に超えることのないよう各学校に働きかけます。
- ・教職員の専門性を踏まえ、教職員が担う必要のない業務を行う専門職員の配置に努めます。
- ・事務処理に係る負担軽減のため、校務支援システムの活用を引き続き推進するとともに、より一層の業務の効率化を図っていきます。
- ・学校への調査等においては、必要性を十分検討し縮減に努めるとともに、提出にあたっては可能な限り電子データによる提出等に変更したり、簡易入力フォームを活用したりするなど、調査等の負担軽減を図っていきます。
- ・教職員の健康維持・増進が、児童生徒の健全な育成につながることを念頭に置き、教職員が意識改革を目指し主体的に自身の働き方を見直せるような研修会を実施します。
- ・教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進するために、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、「地域とともにある学校」の具現化を一層推進し、社会総掛かりでの学校教育の実現を目指します。
- ・学校や保護者、地域の役割分担や適正化について検討し、学校が担う必要のある業務の明確化に努めます。



市立教育センター主催
「学びジョンプロジェクト」の様子



市教育委員会主催教職員研修

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策4 教育環境の整備・充実

—現状と課題—

東日本大震災や熊本地震以後、学校施設については、校舎等の耐震化や大規模改修などによる広域避難所としての機能強化が求められるとともに、学校内での事故防止など、子供たちの安全確保のための対策に努める必要があります。

校舎、屋内運動場の耐震化は完了しましたが、今後は老朽化した施設、設備機器等の改修、更新が課題となっています。

さらに、経済的な理由により就学等が困難な者が無理なく就学等ができる環境づくりも重要な課題です。

■施策の方向性

- 学校施設の安全性に配慮し、安全で快適な学習環境の整備を推進します。
- 学校施設の有効活用を図ります。
- オープンスペースの効果的な活用法について研究し、学習形態等の工夫を行い、個に応じた教育を進めます。
- 経済的理由により高校や大学への進学に支障がある家庭に対して、入学準備金貸付事業により支援します。
- 就学援助制度^{*}により、経済的理由から小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の一部経費について支援します。
- 特別支援学級^{*}に就学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を負担する特別支援教育就学奨励費^{*}を支給して負担軽減を図るとともに、特別支援教育の振興を図ります。

■主な取組

- 安全に配慮した学校施設の管理と整備の推進
 - ・施設内外の危険箇所の把握に努め、適切な改修を推進します。
 - ・施設等の状況に応じ、老朽化した施設・設備の改修・更新に努めます。
- 学校施設の有効活用の推進
 - ・各小学校の余裕教室や地域活動室^{*}で放課後子ども教室^{*}を実施します。
- オープンスペースを活用した学習形態の工夫・研究
 - ・開放的な施設を活用し、学習内容に合わせた効果的な学習形態（少人数学習や習熟度別学習等）を取り入れ、児童生徒の学習活動を充実させます。

○入学準備金貸付事業^{*}の推進

- ・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高等学校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。

○就学援助制度活用^{*}の推進

- ・経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担して、教育の機会が失われないようにします。
- ・制度について市の広報やホームページに掲載するとともに、学校と連携して制度の周知に努めます。

○特別支援教育就学奨励費^{*}の推進

- ・小・中学校の特別支援学級^{*}に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担軽減するとともに、特別支援教育の振興を図ります。



学校施設の外周防犯フェンスの設置・整備

耐震化された屋内運動場



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策5 学校経営の改革推進

—現状と課題—

保護者や地域住民の信頼と期待に応える学校づくりを行うため、学校が自らの教育活動や学校経営を評価・公表し、それに基づく改善を一層進めることが大切です。

また、学校が様々な課題に対して、迅速かつ的確に対応するためには、学校の組織力を強化していくことが求められています。

■施策の方向性

- 学校の組織体制を整備し、管理職が的確にリーダーシップを発揮します。
- 学校の教育活動や学校運営の自律的かつ継続的な改善に資するために、学校評価システムなどの充実に取り組みます。

■主な取組

- 学校の組織体制の整備・充実
 - ・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。
 - ・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。
- 学校運営に係る情報公開の推進
 - ・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。
 - ・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。
- 全教職員を対象にした人事評価制度の活用
 - ・様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を図ります。
 - ・教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。